

1. 調査の目的

これまで 275 m²以下のグループホームには sprinkler 設置が必要なかったが、消防法改正により規模に関係なく平成 30 年 4 月までに必要となり、吹田市内の多くのグループホームが苦境に立たされており、その改善策を検討する必要があります。その為、7/1 より 1 か月間、市内の全部のグループホームの消防に関するアンケートを行い、状況把握と課題をまとめました。

2. 調査結果

7/1 現在 ※吹田市内グループホーム（共同生活住居）99 対象、80 が回答（回答率 81%）

- ①ホーム数 80（定員 1 名 6 ホーム、2 名 26、3 名 15、4 名 14、5 名 12、6 名 5、10 名 2）
- ②入居者現員数 252 名（区分 2 26 名、区分 3 54 名、区分 4 48 名、区分 5 53 名、区分 6 71 名）
- ③夜間支援員あり（2 対 1 14、3 対 1 13、4 対 1 26、5 対 1 4、宿直 4、なし 19）
- ④区分 4 が 8 割以上の 6 項目 35 (43%)、区分 4 以上が 8 割未満の 6 項目 42 (52%)、利用者無し 3
- ⑤寄宿舍扱い 11 その他 69
- ⑥物件が賃貸 72 自前購入・建設 8
- ⑦建物の構造 鉄筋・鉄骨 53 木造 17 わからない 10
- ⑧ sprinkler が ある 11 (14%) ない 69 (86%)
- ⑨自動火災報知設備が ある 73 (91%) ない 7 (9%)
- ⑩消防署への通報装置を自火報設備に連動している 24 (30%) ない 56 (70%)
- ⑪建物の形態 一戸建て 13 (3 階以上 6、100 m²以上 10)
公営住宅 34 (1 階 9、2 階 6、3 階 6、4 階 2、5 階以上 9 階まで 12 不明 5)
マンション 21(100 m²以上 3) 文化・アパート 5 ビル 7 (100 m²以上 7)

資料 4

- 今後、スプリンクラーの設置が 必要 27 (34%) わからない 4 (5%) 必要ない 49 (61%)
- 国庫補助でのスプリンクラー工事を申請している 平成 28 年度工事確定 2 平成 29 年度申請中

6

3 記述部分を含めた調査結果から見えてくる課題

- 1) 吹田市内の全 99 のホーム(吹田市把握のホーム)中、80 の回答は非常に回収率が高い。
また、アンケート未提出のホームは 19 で 3 事業所の運営で、既にスプリンクラー設備があるか、軽度利用者が多く「6 項ハ」対象なのでスプリンクラー設置の必要のないホームが殆どと思われる。
- 2) 80 ホーム中、スプリンクラーがあるホームが 11 だが、残りの 69 の中で、「今後スプリンクラーの設置が必要」と「わからない」を回答のホームが 31 もあった。(39%)
その内、8 ホームは国庫補助申請中なので、今後の対応策が決まっていないホームが 23(29%)もある。
- 3) その 23 ホームの内、5 ホームが 100 m²を超えるグループホーム、18 ホームは 100 m²以内の小規模。マンションや府営住宅のグループホームが多く、一部 文化住宅のホームもある。
小規模のホームは何かしら免除があるかと、どこも国庫補助申請をしていない。
- 4) アンケートの記述部分として、「家主がスプリンクラー工事を了解してくれない」「スプリンクラー工事はしたいが、道路下の配管工事の関係で工事費が高くなる」「国庫補助は付きそうだが、補助額が工事費の半分以下で実質 200 万円以上の持ち出しが必要」「内装防災化工事や水道管加入金等、補助対象外も多い」「6 項ハ対象ホームなのに、1 人でも区分 6 の重度の人がいると設置必要と消防に言われた」「府営の高層階なので、スプリンクラーは水災害が心配で、パッケージ型も重量が重くて設置できるか心配、パッケージ型ミニは内装防災必要で高い工事費が必要」等 いろいろ課題があり。
- 5) その他今後に向けた記述として、今設置必要なホームだけを対象に考えるのではなく、今後の新規開設のホームや利用者の区分が上がり 6 項ロになったホームにも対応できるものにする必要がある。
- 6) 以上の調査結果として、『消防法施行令の 32 条』適応と吹田市補助を新規も含めて検討が早急に必要。

資料 4

吹田市内グループホームのスプリンクラー設備問題について

1. この間の経過

- ①これまで 275 m²以下のグループホームにはスプリンクラーが必要無かったのが、消防法改正により規模に関係なく平成 30 年 4 月迄に必要となる。但し、区分 4 以上が 8 割未満の「6 項ハ」は対象除外。
- ②吹田市内には、区分 4 が 8 割以上の「6 項ロ」の重度者利用のグループホームも多く、居住支援部会としても最重要課題として、部会内に「スプリンクラー・プロジェクトチーム」を作り検討を始める。
- ③吹田市障がい福祉室もこの課題を認識し、担当者を決め、チームと一緒に 5 月より 2 回検討会議開催。
- ④その上で、部会として、吹田市内のグループホーム全部を対象に、7 月の 1 か月間、市内のグループホームの消防に関するアンケートを行い、状況把握と課題をまとめる。
- ⑤その結果、99 カ所中 80 カ所の回答で、スプリンクラー必要な「6 項ロ」が 43%の 35 ヶ所もあり、国庫補助で設置予定のところを除いて 23 カ所のグループホームが対応を困っていた。
- ⑥大阪府は 7/28 付で、各市町村障害福祉へ スプリンクラー設置要件の見直し（32 条適応）の要請を行う。
- ⑦吹田市障がい福祉室はスプリンクラー国庫補助申請が 8 月末迄なので出すよう関係者に 8/23 付連絡。
- ⑧吹田の障害者福祉と医療を進める会が、9 月に吹田市消防局予防課長と障害福祉室宛に、「障害者グループホームにおけるスプリンクラー設置基準の緩和を求める要望書」を提出。
要望内容○大阪府特例を吹田市でも採用、○市独自の消防設備整備の補助制度を新設
- ⑨9/23 に部会の担当者 3 名で吹田市消防署予防課に出向き、懇談の申し入れを行い。10/20 に予防課で懇談の内容の打ち合わせを行い、11/8 に総合福祉会館で懇談会を開催。

2. 11/8 の消防との懇談会の内容

- 参加者 グループホーム関係者 10 名、消防予防課 3 名、障がい福祉室 3 名、福祉指導監査室 2 名
- 最初に予防課から消防法改正の大まかな内容の報告
部会から、4 ホームの図面を出して、スプリンクラー設備を免除できる方法は無いかを相談。
- 予防課よりの報告では、吹田市としては、大阪市のような独自の消防緩和策は出来ず、国の消防庁の制度の中でしか検討できないとの事。

資料 4

○府営の避難階 1 階の小規模住宅でも、①玄関を自閉式②二方向避難③煙感知機④避難経路は難燃の条件があり、1 階でもスプリンクラー設備無しでは困難。

○定員が 4 名で、1 名欠員のホームの場合、現員 3 名全員が区分 4 以上でも 8 割以下になるので、スプリンクラー免除対象となる可能性があり、調べておくと言われる。(大阪市内に認めている区がある)

※ちなみに、高槻市は、府営等の集合住宅に複数のホームがある場合、利用者全員の区分でみる。

吹田で考えると、川園 13 棟に 3 ホームあり、区分 3.5 と 3.3 と 6.5 なので、3 ホームとも減免。

3 今後の対応について

- 1) 吹田市内 99 ホーム中、見通しが立っていない 23 のグループホームの対策を早急に進めていく。
- 2) 吹田消防署としては、大阪市のような『消防法施行令 32 条』の独自の適応については出来ないとの事なので、特にスプリンクラー設置が厳しいグループホームについて、実態の把握を進めていく。
- 3) 利用者の今後の区分の変化で運営が出来なくなるグループホームが出てくることも予想される。
また、今後のグループホームの開設を増やしていく為にも、スプリンクラー課題は重要で、新規のグループホームの開設も含めた課題として考えていく必要がある。
- 4) 来年度、消防工事が重なり、希望しても 3 月末に間に合わなくなることも予想して